

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください。](#)



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

## コメント “四季の移ろい” の検索結果

### Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

#### NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,332) | [承認待ち](#) (6,808) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▼

適用

すべてのコメントタイプ ▼

絞り込み検索

スパムチェック

374個の項目



16

/ 19



作成者

コメント

コメント先

投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

作成者

コメント

コメント先

投稿日時



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
1.75.229.49

余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。 スパムチェック待ち

余命さんが「1612 余命本情報 4」で掲載なさった昨年の産経新聞記事を読み超今更ですが、思いました。日々を毎日を懸命に生き、合間の時々のささやかな趣味息抜き楽しみで日々の糧を得るだけの一切の何の科もない善良で心優しい日本人が、何の謂れがあって、自らの欲得の為に生き破壊を弄ぶ朝鮮人と云う名の生き物にその大切な命を奪われ、そしてご家族の... 周りの方々が苦しむ思いをしなければならなかったのか。

戦後から今までずっと、朝鮮人のために失われた日本人の命は一体如何ほどであったのか。

だから。そんな生き物のために、もうこれ以上大切な同じ国の人間を、日本人を失いたくないのです。

だから...いつも皆さんのご投稿を、こちらも修羅の国からこんにちははさんのご投稿を、sand castleさんのご投稿を読み、どうかお願いだから。ご無理をしないで...と。

結局は自分も所謂お花畑で能天気な人間なのかも知れない。本当のリアルの現場にいらっしゃる皆さんの、命を削る毎日を結局は理解していないのかも知れない。きっとそうなのかも知れない。

でも...余命さんがいつも仰る、手をつないでひた押しってそう云う事なのかなって。疲れたらほんの少しでも良いから、休んで。お願い、お茶を緑茶を大好きなお飲み物をちょっと飲んで、少しでも一息ついて。だって一人じゃ無いから。一人じゃ無いの。

皆さんが余命さんブログを頼り、そのお心を振り絞って投稿なさり、そして余命さんがそのご投稿を掲載なさる意味を何卒ほんの少しでも良いですから何卒お考えに成って欲しいって。

差し出がましい投稿且ついつも何の情報も無い投稿ですみません。

現余命さん、スタッフのみなさん、いつもありがとうございます。大好き。

(四季の移ろい)

[承認する](#) | [返信](#) | [クイック編集](#) | [編集](#) | [スパム](#) | [ゴミ箱へ移動](#)

1615

2017/04/13ア  
ラルルト 2

[投稿を表示](#)



2017年4月14  
日 2:36 AM

作成者

コメント

コメント先

投稿日時



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.97.104.59

余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。 スパムチェック待ち

余命さん、大丈夫ですよ、お元気ですよ、凄いお元気ですよ、知ってますけど、判ってますけど、余りにもお忙しいからなの判っていますし時期伺ってらっしゃるのも判ってますけど、でもすみません、こう云うの、許して下さい。

判っていますし、余りにもお忙しいの判っていますし、そもそもブログ更新がメインではありませんものね、でもどうしても確認したくて。だっていつか余命さんスタッフさんは皆さんとお疲れさま会なさるのですもんね、余命さんは皆さんにご挨拶なさるのですもんね、程度の低い人間がお邪魔して本当にごめんなさい、これ投稿じゃないんです、許して下さい...自分は...ごめんなさい...どうか余命さんお願いだからお身体いたわって...現余命さんの代わりはどこにもいないし現余命さんじゃないと絶対に駄目なの...だから...お願いです...どうかお願いします...お願い...すみません...感情の押し付けぶつけ許して下さい、心が弱くて。パニック何度も起こして。非常識不謹慎迷惑マナー違反なの判っています...ごめんなさい...でもこんな事するの許して...お願いだからお身体は大切にしたい...お願いだから睡眠取って、きちんと睡眠時間は取って下さいお願い...耐えられない...お願いですからもうお命縮めるような事はしないで...お身体大切にしたい...お願いですから.....お願い...お願いします....

1600 レターバック13

投稿を表示



62

2017年4月2日 12:40 AM



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.97.105.97

(余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。 スパムチェック待ち

再投稿です。まだ理由書解釈で考えてました。申し訳ございません。理由書後段後半云々の箇所と、共謀罪云々の箇所にちょっと足しただけです。しつこくて本当に申し訳ございません。(多分)もうこれで終わりです。ひたすらために成りました。良かった。お礼しかございません。余命さん手大丈夫ですか。凄く心配。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。  
余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。  
疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。  
まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の

1332 東京地検の回答

投稿を表示



58

2017年2月6日 7:47 AM

処罰を求める場合』→申告した犯罪事実を元に捜査を依頼し外患罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→今回申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』→外患罪成立に該当する事実を具体的に特定してその具体的な証拠を元に裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり外患罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる『具体的な』証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。  
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。  
検察は『単なる事実の申告のみでは足りず』の箇所で犯罪事実がある事を認めてはいる。  
だけど今回の告発は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断し、外患罪は成立していないとした。  
だから後段で示した理由の『具体的な』証拠を用意して欲しい。  
そうすれば外患罪が成立する事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。  
起訴を否定していない。

続いて後段です。  
検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。  
告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。  
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→その上で犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。  
告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。  
でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきま

した。

つまり発言等のみの犯罪事実以外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

つまり『かなり具体的な』国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」のですし、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、犯罪行為の事実と、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」に至った『かなり具体的な』国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的な』国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

(だから武力行使の方の『具体的な』には『かなり』と付けて来たのですね。既にある武力行使事実に関する告発状の明記を否定する為に。)

検察は告発状を全て返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定して外患罪が成立していないとすれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪事実は事実関係に争いようが無い事実だか

ら否定出来ない。そもそも犯罪発生の原因である実行行為(犯罪事実)を否定したら告発自体を否定する事になる。検察も理由書前段の『単なる事実の申告のみでは足りず』の箇所で犯罪事実がある事は認めていますし。

だからあとは武力行使の事実があった事を否定して外患罪適用下では無いと否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩して否定出来る。

それに外患罪適用下では無いから、とすれば個別の犯罪に関係無く告発状を一括で返戻出来ますしね。

以上を元に後段の解釈は。

発言等のみを含めた犯罪事実の因果関係がすでに証明されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから『かなり具体的な』国会見解の武力行使があった事実をそして現状外患罪適用下である事をあえて否定して『因果関係の証明が必要』とし、外患罪が成立していないから『具体的な』証拠が欲しいと前段で回答した。

『表現の自由』を退けるレベルの『具体的な』証拠が用意出来るまでは一件も起訴しません、全ての告発状を返戻します、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けてすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(もしそうなら理由書回答とは別に、本当は検察官さんも外患罪適用下はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発も含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきくと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までをも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。起訴出来る案件含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の『具体的な』証拠を提出したいから。

その証拠が用意出来たら、外患罪が成立する事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。

そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。

日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査(監察)体制の確立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。  
1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。  
2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。  
3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。  
4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。  
5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。  
6.機関構成員は検察官以外が望ましい」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も改正前と変わらず適用対象犯罪に含まれています。だから共謀罪が成立すれば外患罪の適用運用のハードルが下がりますから、発言等のみの犯罪への外患罪適用や、表現の自由を退ける可能性も今より高く成ります。それには日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。もしかして検察官さんの真意の一つにはこの事も含まれているのかな?と思いました。理由書後段の『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより、予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』の箇所は実は外患罪のハードルの高さも訴えていたのかな?と。



だから外患罪適用運用の為に「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押しで国民の意思表示による最大最善の手立てに成るのかな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける『具体的な』証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真意の一つには先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな？と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

- ・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

- ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。

- ・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合？に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留

意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

1以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会

に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

ためきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということで

ございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。




そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <b>四季の移ろい</b> 0 が承認 <a href="mailto:earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp">earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp</a> 49.97.105.97	コメント いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	1332 東京地検 の回答 投稿を表示  0  58	2017年2月4日 9:17 AM



四季の移ろい

0 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhell@docomo.  
ne.jp  
49.97.105.97

余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。 スパムチェック待ち

共謀罪改正案の対象犯罪が、共謀罪に懸念を示す公明党への配慮により676から300程に絞り込まれるそうです。

テロ関係の167の罪、組織犯罪系の薬物犯罪・人身売買・誘拐等との事ですが、テロ関係に外患罪も入っているかなとは思いますがなんか心配です。

まだまだ超不勉強な為(...ごめんなさい...)よく判っていないのですが、もし共謀罪の対象犯罪に外患罪が含まれた上で成立すれば、共謀罪の適用条件で外患罪も適用可能で事で良いのですよね。

適用条件→4年以上の懲役・禁錮の対象犯罪の内のどれかを実行することにある組織・団体が、実際にその組織・団体活動として対象犯罪の具体的・現実な計画を立てて、実行する為の準備行為を行うて事です(書いててこんがらがる)。

だから国会見解の武力行使やそれにより外患罪適用下との条件が無くても運用可能で事でしょうか。外患罪の弱点？は武力行使後の適用運用だから外患罪を発動しようにもその頃にはもう政府が機能していないかも知れない、だから国会見解の武力行使だし武力行使前にも外患罪としての処罰が出来る様にしないと、と云う事？

海に囲まれて幸運？だった日本は武力行使の認識が弱い？て事なんですかね。頭悪いから詳しい事は相当読み込まないとor読み込んでさっぱりかも。申し訳ございません。質問なのかなんなのか訳判らない投稿で申し訳ございません。数日色々読んでみます。

お忙しいどころじゃないですね。申し訳無さ過ぎる。何にもお手伝い出来ないのが辛い、ごめんなさい。応援してます。

お邪魔致しました。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

1332 東京地検  
の回答

投稿を表示



58

2017年2月4  
日 8:26 AM



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
49.97.105.97

(余命さん、スタッフのみなさん、  
こんにちは。 スパムチェック待ち

再投稿です。理由書解釈の前段&後段を少し直しただけです。優柔不断粘着者ですみません。そして超今頃ですが入管情報募集時に「日本映画監督協会」も投稿しとけば良かったと思いました。理事長はあの在日韓国人2世の崔洋一氏ですもんね。協会会員にもいっぱいいる筈。判ります。どなたか投稿なさってないかな。あとごはんとか大丈夫ですか何もかも超心配。申し訳ございません。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。

今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。

1332 東京地検  
の回答

投稿を表示



58

2017年2月3  
日 7:38 AM

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。  
まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告した犯罪事実を元に捜査を依頼し外患罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→今回申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』→外患罪成立に該当する事実を具体的に特定してその具体的な証拠を元に裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり外患罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる『具体的な』証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。  
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。  
検察は『単なる事実の申告のみでは足りず』の箇所では犯罪事実がある事を認めてはいる。  
だけど今回の告発は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断し、外患罪は成立していないとした。  
だから後段で示した理由の『具体的な』証拠を用意して欲しい。  
そうすれば外患罪が成立する事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。  
起訴を否定していない。

続いて後段です。  
検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。  
告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。  
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→その上で犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使



(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。

つまり発言等のみの犯罪事実に外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

つまり『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」のですし、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、犯罪行為の事実と、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的』な国会見解に

よる武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定して外患罪が成立していないとすれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪事実は事実関係に争いようが無い事実だから否定出来ない。そもそも犯罪発生の原因である実行行為(犯罪事実)を否定したら告発自体を否定する事になる。検察も理由書前段の『単なる事実の申告のみでは足りず』の箇所では犯罪事実がある事は認めていますし。

だからあとは武力行使の事実があった事を否定し外患罪適用下では無いと否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩して否定出来る。

以上を元に後段の解釈は。

発言等のみを含めた犯罪事実の因果関係がすでに証明されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから現状外患罪適用下である事をあえて否定して『因果関係の証明が必要』として外患罪が成立していないから『具体的な』証拠が欲しいと前段で回答した。

『表現の自由』を退けるレベルの『具体的な』証拠が用意出来るまでは一件も起訴しません、全ての告発状を返戻します、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けてすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(もしそうなら理由書回答とは別に、本当は検察官さんも外患罪適用下はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発を含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までをも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。起訴出来る案件含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」)の弁護士、司法書士、

税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の『具体的な』証拠を提出したいから。

その証拠が用意出来たら、外患罪が成立する事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。

そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査(監察)体制の確立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。

良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましい」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も改正前と変わらず適用対象犯罪に含まれています。だから共謀罪が成立すれば外患罪の適用運用のハードルが下がりますから、発言等のみの犯罪への外患罪適用や、表現の自由を退ける可能性も今より高く成ります。

それには日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。

もしかして検察官さんの真意の一つにはこの事も含まれているのかな?と思いました。

だから外患罪適用運用の為に「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押しで国民の意思表示による最大最善の手立てに成るのかな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける『具体的な』証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真意の一つには先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな？と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

- ・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

- ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。

- ・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合？に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留

意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

1以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会

に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- 二 申出者の所在が不明であるとき。
- 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び電話番号
- 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号
- 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要
- 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということで



ございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <p>四季の移ろい 6 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.97.105.97</p>	<p>コメント</p> <p>いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)</p> <p>スパムチェック待ち</p> <p>(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。また再投稿です。名称とか諸々あまり端折るのもやっぱり良くないかなと思いました。すみません。ごはんちゃんと食べてますか。ごはん内容偏ってないですか。うどん他小麦粉ばかりも駄目ですよ。それに麺類にパン類って塩分も入ってますし。塩分取り過ぎも注意。そいでも元気無い時、疲れた時は梅干しもオススメです。すみません。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。今回も約600字を超えました。申し訳ございません。以前の外患罪受理内容を考えてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先ず平成19年。</li> </ul> <p>この年は慰安婦問題について第一次安倍内閣の閣議決定があった年ですね。</p> <p>1月末、マイク・ホンダ下院議員らによる「慰安婦問題に対する日本政府の謝罪要求決議案(アメリカ合衆国下院121号決議)」を米議会に提出。</p> <p>これを受け3月1日に安倍総理は「米決議があったから、我々が謝罪するという事はない。決議案は客観的な事実に基づいていない」「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う」、また河野談話見直しの必要性について「定義が変わったということ的前提を考えなければならないと思う」と発言なさいました。</p> <p>そしてこの発言を元に3月8日に社民党所属(当時)の辻元清美議員が提出した『安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書』に対する、3月16日付安倍総理による国会答弁の「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」を閣議決定しています。</p> <p>でも結局上記の「アメリカ合衆国下院121号決議」は7月30日に採択されてしまいました。</p> <p>この事実誤認な決議のおかげで日米関係悪化の危機、世界各国から日本に対する益々の慰安婦問題批判の流れが出来てしまい外交問題ともなり、また国益を激しく著しく損ねる事になりました。そして慰安婦捏造問題の相手国である韓国に対し益々の捏造侵略口実を与えてしまった。</p> <p>その元凶が「河野談話」ですね。それに朝日新聞の捏造報道、アジア女性基金の存在や自称慰安婦の証言始め慰安婦捏造問題を作った人達。</p> <p>だから平成19年の外患罪受理5名5件は韓国案件、被疑者は河野洋平氏、村山富市氏、若宮啓文氏、植村隆氏、福島瑞穂氏、高木健一氏、朝日新聞(の社主)の内の5名とかかな?と思いました。</p>	<p>1332 東京地検の回答 投稿を表示</p> <p>0 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">58</span></p>	<p>2017年2月2日 6:04 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

そしてこの時の外患誘致罪受理は不起訴、「罪とならず」でしたね。

先ず外患誘致罪だったのは上に書いた様に、日米関係悪化に世界各国の批判に韓国に捏造日本侵略口実を更に与え、外交問題を作り出し国益を激しく著しく損ねる事の重大さを鑑みた結果、なのでしょうか。

それに安倍さん政権時だったから政治介入の心配が無かった事、安倍さんご自身がこの米国の慰安婦決議を阻止なさろうととても力を尽くされていた事。

因みに「罪とならず」の意味を調べた所→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪を構成しないとき、とありました。

容疑事実はあっても犯罪が成立しなかった。犯罪結果である武力行使が認められず因果関係の証明が出来なかったのか、証明自体が出来なかったのか。

でもこの人達の証拠は確実に確実なものがあるから、やっぱり武力行使が認められ無かったのでしょうか。外患罪における武力行使の国会見解も、韓国の竹島軍事訓練公開も平成25年ですし。

それに実質竹島占領状態とは云え韓国は紛争と認識しておらず、国際的にもまだ認識出来ない頃だったから、と云う事でしょうか。

まとめると、この米国決議阻止の為にご尽力なされた安倍さんの後ろ盾のおかげで外患誘致罪受理、でも容疑事実はあっても武力行使が認められず不起訴。に成るのかな。

(因みに同じ年にこの米国の慰安婦対日謝罪要求決議を元に、河野洋平氏村山富市氏両名を憲法違反、刑法違反で東京地検に告発なされた方がおられました。河野洋平氏は時効の7年が過ぎていた為不受理。村山富市氏も不受理。東京地検の返事は「立件出来ない」だったそうです。理由は書いてありませんでした。)

・平成22年です。

この年の9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船へ衝突。

中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張し、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。拳句尖閣諸島での行動も益々激化。

民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。

この時は外患予備及び陰謀罪で2名受理、でも不起訴で「嫌疑なし」。

外交問題、国益が絡む尖閣諸島での事件を内閣で処理せず、またはやみ指揮権発動にて国益を損ねる指示を出し船長釈放と云う行為が結果、中国の尖閣諸島における益々エスカレートした行動に屈してしまい且つその行動を許してしまった、につながるのでしょうか。

だから平成22年の外患罪受理は中国案件で被疑者2名は菅直人氏、仙谷由人氏ですね。

因みに「嫌疑なし」の単語を調べた所→検察の捜査の結果、被疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそ

作成者

コメント

コメント先

投稿日時

うです。  
容疑が晴れた、つまり無罪だった。  
被疑者が無罪に成ったのは、そうしないと因果関係の証明をされ犯罪が成立してしまう可能性が(たとわずかでも)あったので強制的政治介入があったから、とか。  
船長釈放の時と同じ様に政治介入判断により無罪で不起訴、と成ったのかな。(もしそうであればこの時もきちんと捜査なされた検察官さんはお辛かったと思います。そのご苦労は計り知れません。)  
それから何故受理されたかの理由ですが、尖閣の件の政治介入により中国人船長を釈放し国益を大きく損ねた事に、那覇地検が相当な危機感を持っていた事。そして実は那覇地検で政治介入の証拠を握っていたから、とか。  
それに船長釈放の(政治的)判断を那覇地検含めた検察当局のせい? にされた事もきっと関係しているのでしょうね。  
何故予備及び陰謀罪だったのかは、処罰を確実に求めたいが為の検察自身の判断により、罪状のハードルを下げたのかな。  
まとめると、処罰を確実に求める為に外患予備及び陰謀罪、そして那覇地検が証拠を持っていたので受理された、でも政治介入により被疑者無罪で不起訴と成った。でしょうか。  
平成22年の受理は「1484 2017/1/17アラカルト」にて、憲法第73条の2を元にご指摘なされたひよわな、長州人。さんのご考察を元に考えてみました。  
以上はあくまでも想像です。  
間違えていたらすみません。  
長く成り申し訳ございませんでした。  
宜しくお願い致します。  
(四季の移ろい)



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp  
49.98.139.29

(余命さん、スタッフのみなさん、こんには。再投稿です。理由書後段について一部直しただけです。申し訳ございません。)

スパムチェック待ち

余命さん、スタッフのみなさん、こんには。今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。

疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

1332 東京地検の回答

投稿を表示



2017年2月1日 4:40 PM



作成者

コメント

コメント先

投稿日時

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。

一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。

本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。

だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。

だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。

そうすれば構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。

起訴を否定していない。

続いて後段です。

検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→その上で犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。

つまり発言等のみの犯罪事実以外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

つまり『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」のですし、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、犯罪行為の事実と、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定すれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪事実は事実関係に争いようが無い事実だから否定出来ない。そもそも犯罪発生の原因である実行行為(犯罪事実)を否定したら告発の存在そのものを否定する事になる。

だからあとは武力行使の事実があった事を否定し外患

罪適用下では無いと否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩して否定出来る。

以上を元に後段の解釈は。

発言等のみを含めた犯罪事実の因果関係がすでに証明されていて、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから現状外患罪適用下である事をあえて否定して『因果関係の証明が必要』と回答し、全ての告発状を返戻した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けてすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(もしそうなら理由書回答とは別に、本当は検察官さんも外患罪適用下はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発を含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以てご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきつと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までをも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。起訴出来る案件含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。

その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。

起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。

そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』

『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして

「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査(監察)体制の確



立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。  
良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護士や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましい」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も改正前と変わらず適用対象犯罪に含まれています。だから共謀罪が成立すれば外患罪の適用運用のハードルが下がりますから、発言等のみの犯罪への外患罪適用や、表現の自由を退ける可能性も今より高く成ります。

それには日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。

もしかして検察官さんの真意の一つにはこの事も含まれているのかな？と思いました。

だから外患罪適用運用の為にも「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押しで国民の意思表示による最大最善の手立てに成るのかな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなく先ずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真意の一つには先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への

直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな?と思いました。

まず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か

月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合？に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終った時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)、

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
 検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
 「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」

とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

↑以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうか

かを問わず、この節に定めるところにより、これを受  
理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をす  
る者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる  
警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の  
書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、について  
は「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やか  
にこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなけ  
ればならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通  
知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務  
があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件につい  
て、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をした  
ときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人  
に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事  
件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様であ  
る。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件につい  
て公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、  
告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴  
人、告発人又は請求人にその理由を告げなければなら  
ない。」

1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不  
起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してく  
れなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会  
に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行につい  
て苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家  
公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情  
の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたとき  
は、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理  
し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければ  
ならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでな  
い。

- 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる  
目的で行われたと認められるとき。
- 二 申出者の所在が不明であるとき。
- 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認

められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張

りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな？と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな？と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/>  <p><b>四季の移ろい</b> 6 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.139.29</p>	<p>ひえー余命さんスタッフさんごめ<span style="float: right;">スパムチェック待ち</span> んなさい！スペース空いてる！</p> <p>&gt;だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。 ×</p> <p>&gt;だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。 ○</p> <p>申し訳ございませんです.....。(四季の移ろい)</p>	<p><b>1332 東京地検の回答</b> 投稿を表示</p> <p> <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">58</span></p>	<p>2017年2月1日 10:32 AM</p>
<input type="checkbox"/>  <p><b>四季の移ろい</b> 6 が承認</p> <p>earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp 49.98.139.29</p>	<p>(余命さん、スタッフのみなさん <span style="float: right;">スパムチェック待ち</span> ん、こんにちは。再投稿です。.....すみません.....。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。</p> <p>「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)</p> <p>返戻理由書の内容解釈です。 まず前段ですが。 『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。</p> <p>つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。</p> <p>『疎明』を使った理由は。 一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。 本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。 だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。 だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。 そうすれば構成要件事実&amp;証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。 起訴を否定していない。</p>	<p><b>1332 東京地検の回答</b> 投稿を表示</p> <p> <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">58</span></p>	<p>2017年2月1日 10:24 AM</p>
<input type="checkbox"/> 作成者	<input type="checkbox"/> コメント	<input type="checkbox"/> コメント先	<input type="checkbox"/> 投稿日時

続いて後段です。

検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみ犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみ犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。

つまり発言等のみ犯罪事実以外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助、未遂罪に予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。



つまり『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」のですし、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、犯罪行為の事実と、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定すれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪事実は事実関係に争いようが無い事実だから否定出来ない。そもそも犯罪発生の原因である実行行為(犯罪事実)を否定したら告発の存在そのものを否定する事になるし。

だからあとは武力行使の事実があった事を否定し外患罪適用下では無いと否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩して否定出来る。

以上を元に後段の解釈は。

すでに発言等のみの犯罪が成立していても、すでに因果関係が証明されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから現状外患罪適用下である事をあえて否定して『因果関係の証明が必要』と回答し、全ての告発状を返戻した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けてすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(もしそうなら理由書回答とは別に、本心は検察官さんも外患罪適用下はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守

る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までをも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。起訴出来る案件含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。

その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての

『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。  
起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。  
ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。  
そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。  
日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査(監察)体制の確立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。  
良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましい」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や

大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も改正前と変わらず適用対象犯罪に含まれています。だから共謀罪が成立すれば外患罪の適用運用のハードルが下がりますから、発言等のみの犯罪への外患罪適用や、表現の自由を退ける可能性も今より高く成ります。

それには日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。

もしかして検察官さんの真意の一つにはこの事も含まれているのかな？と思いました。

だから外患罪適用運用の為に「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押しで国民の意思表示による最大最善の手立てに成るのかな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真意の一つには先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気になることが以下二つありました。↓

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな？と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

- ・『第6 告訴等の受理』の、

## 「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな? とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続  
告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告訴人等関係者の都合? に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)、

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」

検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、

「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告訴人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場

合]

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」

とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

1以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事実の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受

けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

ためきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確



<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 651 272 719"> </div> <div data-bbox="284 651 448 685"> <b>四季の移ろい</b> </div> <div data-bbox="284 689 391 723">           6 が承認         </div> <div data-bbox="204 728 448 913"> <p> <a href="#">earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp</a>  <a href="#">49.98.139.29</a> </p> </div>	<div data-bbox="879 651 1123 685">           スпамチェック待ち         </div> <p>(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。再投稿です。結局ホントごめんなさい。)</p> <p>余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。今回も600字程を超えました。申し訳ございません。以前の外患罪受理内容を考えてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ず平成19年。</li> </ul> <p>この年は慰安婦問題について第一次安倍内閣の閣議決定があった年ですね。1月に米議会でマイク・ホンダ下院議員が所謂「慰安婦決議案」を提出。その流れを受けて3月16日付安倍さん国会答弁の「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」を閣議決定しています。でも結局米国の「慰安婦決議案」は7月30日に採択されました。</p> <p>この事実誤認な決議のおかげで日米関係悪化の懸念に、世界各国から日本に対する益々の批判の流れが出来てしまった事、外交問題、国益を激しく著しく損ねる事になりました。それに慰安婦捏造問題の一番の相手国である韓国に対し益々の捏造侵略口実を与えてしまった。その元凶が「河野談話」ですね。それに朝日新聞の捏造報道を始め、慰安婦捏造問題に関わった人達。だから平成19年の外患罪受理5名5件は韓国案件で河野洋平氏、村山富市氏、若宮啓文氏、植村隆氏、福島瑞穂氏、高木健一氏、朝日新聞(の社主)の内の5名とかかな?と思いました。</p> <p>そしてこの時の外患誘致罪受理は不起訴、「罪とならず」でしたね。</p> <p>先ず外患誘致罪だったのは上に書いた通り、日米関係悪化に今後含めた世界からの批判に韓国に捏造口実日本侵略口実を更に与えた結果、国益を激しく著しく損ねる事に成ったから。</p> <p>それに安倍さん政権時だったから政治介入の心配が無</p>	<div data-bbox="1155 651 1326 723"> <b>1332 東京地検の回答</b> </div> <div data-bbox="1155 728 1278 759"> <a href="#">投稿を表示</a> </div> <div data-bbox="1155 768 1246 824"> </div>	2017年2月1日 10:17 AM
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

かった事、安倍さんご自身がこの米国慰安婦決議を阻止なさろうと力を尽くされていた事、でしょうか。

それから「罪とならず」の意味を調べた所→検察の捜査の結果、容疑事実が犯罪を構成しないとき、とありました。

容疑事実はあっても犯罪が成立しなかった。犯罪結果である武力行使が認められず因果関係の証明が出来なかったのか、証明自体が出来なかったのか。でもこの人達の証拠は確実に確実なものがあるから、やっぱり武力行使が認められ無かったのでしょうか。

外患罪における武力行使の国会見解も、韓国の竹島軍事訓練公開も平成25年ですし。

それに実質竹島占領状態とは云え韓国は紛争と認識しておらず、国際的にもまだ認識出来ない頃だったから、と云う事でしょうか。

つまり安倍さんのおかげで外患誘致罪受理、でも容疑事実はあっても武力行使が認められず不起訴。に成るのでしょうか。

・続いて平成22年です。

この年の9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船へ衝突。

中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張し、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。拳句尖閣諸島での行動も益々激化。

民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。

この時は外患予備及び陰謀罪で2名受理、でも不起訴で「嫌疑なし」。

外交問題、国益が絡む尖閣諸島での事件を内閣で処理せず、またはやみ指揮権発動にて国益を損ねる指示を出し船長釈放と云う行為が結果、中国の尖閣諸島における益々エスカレートした行動に屈してしまい且つその行動を許してしまった、につながるのでしょうか。

だから中国案件で被疑者2名は菅直人氏、仙谷由人氏です。

因みに「嫌疑なし」の単語を調べた所→検察の捜査の結果、被疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。

容疑が晴れた、つまり無罪だった。

被疑者が無罪に成ったのは、そうしないと因果関係の証明をされ犯罪が成立してしまう可能性が(たとえばかでも)あったので強制的政治介入があったから、とか。

船長釈放の時と同じ様に政治介入判断により無罪で不起訴、と成ったのかな。(もしそうであればこの時もきちんと捜査なさった検察官さんはお辛かったと思います。そのご苦労は計り知れません。)

それから何故受理されたかの理由ですが、尖閣の件の政治介入により中国人船長を釈放し国益を大きく損ねた事に那覇地検が相当な危機感を持っていた事。そし

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

て実は那覇地検で政治介入の証拠を握っていた事。とか。

何故予備及び陰謀罪だったのかは、処罰を確実に求める為に罪状のハードルを下げたのかな。それに船長釈放の(政治的)判断を那覇地検含めた検察当局のせい？にされた事もきっと関係しているのでしょうね。

つまり処罰を確実に求める為に外患予備及び陰謀罪、そして那覇地検が証拠を持っていたので受理された、でも政治介入により被疑者無罪で不起訴と成った。でしょうか。

こちらは「1484 2017/1/17アラカルト」にて、憲法第73条の2を元にご指摘なさったひよわな、長州人。さんのご考察を元に考えてみました。

以上はあくまでも仮定です。  
間違えていたらすみません。  
長く成り申し訳ございません。  
宜しくお願い致します。  
(四季の移ろい)

□



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
49.98.139.29

スパムチェック待ち

(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
再投稿です。悔いを残したく無くはずっと考えて来ましたが進歩も無く堂々巡りな長文を未だ延々と投稿している今、もう不毛な気がしてきました。未だに結果を出せない。余命さんが余りにも優しすぎるからそれに気付かない自分みたいなアホが発生してばかすか投稿してしまう。余命さんのせいじゃ無くて愚かなアホのせいです。空気が読めない。なのに考えずにはおられない。我が儘。投稿辞めて頭冷やしてきます。大変失礼致しました。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。  
余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。  
疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。  
まず前段ですが。  
『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具

1332 東京地検  
の回答

投稿を表示

0 58

2017年1月31  
日 11:25 AM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。  
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。  
本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。  
だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。  
だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。  
そうすれば構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。  
起訴を否定していない。

続いて後段です。  
検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。  
告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所です認めています。

で、後段の解釈ですが。  
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。  
告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。  
でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。  
つまり発言等のみの犯罪事実を外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪すらも適用を逃れてしまう。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

つまり『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」のですし、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、犯罪行為の事実と、「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

だから告発をしているのに。

にも関わらず検察は「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定すれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪発生の原因である実行行為(犯罪事実)を否定したら告発の存在そのものを否定する事になるから、犯罪事実も否定出来ない。

だからあとは国会見解による武力行使の事実自体を否定し、外患罪適用下では無いと否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩し否定出来る。

以上を元に後段の解釈は。

すでに発言等のみの犯罪が成立していても、すでに因果関係が証明されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから現状外患罪適用下である事をあえて否定して『因果関係の証明が必要』と回答し、全ての告発状を返した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けてすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(もしそうなら理由書回答とは別に、本当は検察官さんも外患罪適用下はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発も含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までをも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。起訴出来る案件含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅か

すものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査(監察)体制の確立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。

良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。

- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましい]

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も改正前と変わらず適用対象犯罪に含まれています。だから共謀罪が成立すれば、外患罪の適用運用のハードルが下がりますから、発言等のみの犯罪への外患罪適用や、表現の自由を退ける可能性も今より高く成ります。

それには日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。

もしかして検察官さんの真意の一つにはこの事も含まれているのかな?と思いました。

だから外患罪適用運用の為にも「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押しで国民の意思表示による最大最善の手立てに成るのだな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう?と思い、もしかして検察官さんの真意の一つにはまず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな?と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。



検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな?と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは、↓

・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合?に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死

刑。)、

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」  
そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

↑以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、について

は「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろ

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

から捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるとは？と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな？と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
49.98.139.29

(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。再投稿です。でも文字が頭の中でぐるぐる回ってどうしても簡潔にまとめられません。申し訳ございません。宜しくお願い致します。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。

疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の

スパムチェック待ち

1332 東京地検  
の回答

投稿を表示



2017年1月31  
日 7:26 AM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。  
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。  
本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。  
だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。  
だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。  
そうすれば構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。  
起訴を否定していない。

続いて後段です。  
検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解自体は否定していないと思いました。  
告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。  
『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。  
告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。  
でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。  
つまり発言等のみの犯罪事実を外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バラ

ンス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪すらも適用を逃れる恐れがある。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、発言等のみの犯罪行為の事実と、日韓において外患罪適用下に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は「国民が等しく認めるところである。」と「日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」を否定し、(犯罪事実と)『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている因果関係を否定すれば良い。

でも武力行使の国会の見解自体は、法適用と運用時の基本に成るから否定出来ない。

そして犯罪事実は事実関係に争いようが無い事実だから否定出来ない。そもそも犯罪発生の原因である実行行為を否定したら告発そのものを否定する事になるから、否定出来ない。

だからあとは武力行使の現状自体を否定すれば、すでに証明されている因果関係を崩し否定出来る。

以上を元に後段の解釈は。

すでに発言等のみの犯罪が成立していても、すでに

『因果関係』が『証明』されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくる。

だから武力行使の現状をあえて否定し『因果関係の証明が必要』と回答し、発言等のみの犯罪案件を含めた

全ての告発状を返戻した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退けすぐに起訴出来る案件で、且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。(と成ると理由書回答とは別に、本当は検察官さんも現状武力行使があった事はお認めに成っているのですね。)

すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が訴え行動を起こしてくるとお考えになり、起訴出来る告発を含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身をもってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきっと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々全ての命までも危険に晒す程に。

だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府



による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来るレベルに達する。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来るレベルに達することを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言(2011年2月10日)」内の「3 監査〈監察〉体制の確立」にて、検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関設置の提案がなされていました。

良さそうな所だけ抜き出して書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限

を付与。

3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。

4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。

5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。

6.機関構成員は検察官以外が望ましい]

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それと検察官さんが武力行使の根拠の一つである「国民が等しく認めるところ」をあえて否定してきた理由ですが、『因果関係の証明』を崩す為だけでなく、検察官さん方も更なる日本国民の後押し、国民の意思が高まることを願った上での「国民が等しく認めるところ」の否定だったのでは?と思いました。

委任状に託した国民の意思表示に対する検察官さんの意思表示、これも真意の一つだったのかな?って。(余命さんが返戻状況と共に返戻理由書内容も私達に公開なさることはきっと判っておられたと思いますし。それだけでなくとも。)

それから現在改正案が出ている共謀罪ですが、外患罪も対象犯罪に含まれている共謀罪が成立すれば、今回の告発で処罰を求めている外患罪適用運用のハードルが下がりますから、日本国民の後押し、国民の意思表示があれば成立も早まるかもしれませんね。

だから外患罪適用運用の為にも「テロ等組織犯罪準備罪」成立の要望、検察の監査体制、そしてこの告発に取り組んで下さる司法や行政側の方々やご家族の身の安全確保も含めて官邸メールで訴えて行く事、そしてどんどん告発状を提出して行く事が、日本国民の後押し、国民の意思による最善最大の手立てに成るのだな、と思いました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなく先ずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう?と思い、もしかして検察官さんの真意の一つには先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、もあるのかな?と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査

で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな?と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合?に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効

に関しては「犯罪行為が終った時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)、

「才 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告訴人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

1以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる

警察官に移さなければならない。」  
と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- 二 申出者の所在が不明であるとき。
- 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお断りしたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査を

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

しているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるとはかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰させないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

□



四季の移ろい

6 が承認

earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
49.98.139.29

(余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。再投稿です。細かい箇所を六、七箇所程直しただけです。結局またストーリー投稿しています。申し訳ございません。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。

疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を

スパムチェック待ち

1332 東京地検  
の回答

投稿を表示

0 58

2017年1月30  
日 4:12 PM

□ 作成者

コメント

コメント先

投稿日時

裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。

一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。

本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。

だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。

だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。

そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える

『疎明』レベルに達して起訴出来る。

起訴を否定していない。

続いて後段です。

検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解は否定していないと思いました。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を、理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所ですべて認めています。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障され



ている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。

つまり発言等のみの犯罪事実以外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪すらも適用を逃れる恐れがある。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、発言等のみの犯罪行為の事実と、日韓において外患罪適用下に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は、犯罪事実と『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

と成ると、あとは「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を、『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実として認めていないのかな、と思いました。

たとえ「国民が等しく認めるところ」であっても、政府の公式な「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」ものが日中間には無いから？と。

だから中国事案告発を指して『因果関係の証明が必要』と書いて来たのかな、と思いました。

あくまで余命さん側がブログ上で公開なさった告発状を元にした考えですけども。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている『因果関係』を否定すれば良い。  
でも犯罪事実は事実だから否定出来ない。  
かと云って外患罪適用運用時の武力行使における国会の見解と、政府の公式な「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」も否定出来ない。  
だからあとは「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を否定してきたのかな、と思いました。

以上を元に後段の解釈は。  
すでに発言等のみの犯罪が成立していても、すでに『因果関係』が『証明』されていても、「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えて『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる。  
だから「国民が等しく認めるところ」である「中国との尖閣問題」をあえて否定し『因果関係の証明が必要』と回答し、発言等のみの犯罪や日中事案を含めた全ての告発状を返戻した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。  
だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、『表現の自由』を退け直ぐに起訴出来る日韓(朝)案件で、且つそれを余命さん側に示しながらあえて返戻なされたのかな、と思いました。  
すぐ起訴出来る告発も含め何故全ての告発状を返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる、とお考えになったのかな？そしてどうして起訴出来る告発も含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきくと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなくご家族や大切な方々の身までも、愛する方々全ての命までも危険に晒す程に。  
だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな。  
発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。  
2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂

行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来る。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付

けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。  
自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を読んで思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さん方です、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしゃるはずだ、って。

でも。ご家族や大切な方々の身を晒してまで、もしかしたら命を晒してまでも危険な事をあからさまにするだろうか？

正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。

以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんに様々なサイトでレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なされる皆さん読んでいる皆さん、街頭デモに参加なされる皆さん、SNSに周囲の方々に図書館に本屋さん巡りにあちこち色々な所色々な方法で拡散のため日々行動なされている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない多くの日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんたくさんの皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なされている、身の危険を晒して行動なされている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そうだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。

そう思いました。

先述の資料内容で「監査(監察)体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案がなされていました。

そのまま転載して良いのか判らなかったので自分で書きました、すみません。↓

- 「組織案の例として。
- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
  - 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
  - 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
  - 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
  - 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
  - 6.機関構成員は検察官以外が望ましい&裁判官や弁護士や研究者等を外部からも(守秘義務等を課した上で)任期制で選任して構成員に加えるべき。」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。  
 尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。  
 そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さんを始めこの告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それから検察官さんが返戻理由書で「国民が等しく認めるところ」である「中国との尖閣問題」をあえて否定してきた理由ですが、すでに成立している『因果関係の証明』を否定するためと更にもう一つ、つまり理由書作成に関わられた検察官の皆さん方も更なる日本国民の後押し、国民の意思が高まることを願った上での「国民が等しく認めるところ」の否定だったのでは？と思いました。  
 だからこれらを官邸メールで訴える、が日本国民の後押し、国民の意思による最大最善の手立てかなと思いました。

話は元に戻りますが『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなく先ずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓  
 ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。  
 理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。  
 検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。  
 検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな?と思いました。

先ず最初の文に、

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とありますね。

そして特に気になったのは。↓

・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合?に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)、

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして以下が次に掲げる事項。

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告訴人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」

とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

↑以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があった場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

1起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条



の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

ためきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に入った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」

(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 1272 272 1339"> </div> <p data-bbox="288 1272 448 1305">四季の移ろい</p> <p data-bbox="288 1312 389 1346">6 が承認</p> <p data-bbox="204 1352 448 1532"> <a href="#">earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp</a>            49.98.139.29         </p>	<p data-bbox="491 1272 1118 1361">           余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small>            こんにちは。         </p> <p data-bbox="491 1384 1118 1641">           返戻理由書の伝えている事って実は共謀罪の成立を待って下さい、なのかなと思いました。共謀罪の新しい案でも対象犯罪は変わらず、未遂以外の外患罪も対象に入っているから成立すれば外患罪の適用運用のハードルが下がるから、とかでしょうか。うーんでもやっぱり関係ないのかな。ちょっと疑問に思いました。失礼致しました。申し訳ございません。(四季の移ろい)         </p>	<p data-bbox="1158 1272 1329 1379"> <b>1332 東京地検の回答</b>  <a href="#">投稿を表示</a> </p> <div data-bbox="1158 1391 1246 1447"> </div>	<p data-bbox="1370 1272 1525 1346">           2017年1月30日 9:06 AM         </p>
<input type="checkbox"/> <div data-bbox="204 1771 272 1839"> </div> <p data-bbox="288 1771 448 1805">四季の移ろい</p> <p data-bbox="288 1812 389 1845">6 が承認</p> <p data-bbox="204 1852 448 2031"> <a href="#">earth.a.d-wolfsblood-greenhill@docomo.ne.jp</a>            49.98.139.29         </p>	<p data-bbox="491 1771 1118 1861">           (余命さん、スタッフのみなさん、<small>スパムチェック待ち</small>            こんにちは。         </p> <p data-bbox="491 1868 1118 2007">           また再投稿です。申し訳ございません。あと平成19年と平成22年の外患罪受理、別で投稿してみようかなと思いました。しないかもしれませんが。申し訳ございません。         </p> <p data-bbox="491 2016 1118 2157">           しかし...余命さんの仰る事って、主語とか、誰がいつどこでなんでどーしてとか、投稿者に向けてなのかその投稿者や別の投稿者の背景に向けてなのか読者に向けてなのかはたまたどこかの第三者に向けてなのか、         </p>	<p data-bbox="1158 1771 1329 1879"> <b>1332 東京地検の回答</b>  <a href="#">投稿を表示</a> </p> <div data-bbox="1158 1890 1246 1946"> </div>	<p data-bbox="1370 1771 1525 1845">           2017年1月30日 8:11 AM         </p>
<input type="checkbox"/> 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

それに投稿の並びの意図とか...ホント難しいですね。難し過ぎて仰る事為さる事の1%も理解していないかも。申し訳ございません。しかもう言えません。申し訳ございません。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。

疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をするには更なる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。

一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。

本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。

だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。

だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。

そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える

『疎明』レベルに達して起訴出来る。

起訴を否定していない。

続いて後段です。

検察官さんも外患罪の適用と運用における国会の見解は否定していないと思いました。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所です。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪では

なく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状にある「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきました。

つまり発言等のみの犯罪事実を外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪すらも適用を逃れる恐れがある。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

それからメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。

『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、政府は「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」と云うことですね。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、発言等のみの犯罪行為の事実と、日韓において外患罪適用下に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は、犯罪事実と『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

と成ると、あとは「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を、『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実として認めていないってことかな、と思いました。

たとえ「国民が等しく認めるところ」であっても、政府の公式な「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」ものが日中間には無いから？と。

だから中国事案告発を指して『因果関係の証明が必要』と書いて来たのかな、と思いました。

あくまで余命さん側がブログ上で公開なされた告発状を元にした考えですけども。

検察は告発状を返戻したい。それにはすでに証明されている『因果関係』を否定すれば良い。

でも犯罪事実は事実だから否定出来ない。

かと云って外患罪適用運用時の武力行使における国会の見解と、政府の公式な「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」も否定出来ない。

だからあとは「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を否定してきたのかな、と思いました。

以上を元に後段の解釈は。

すでに『因果関係』が『証明』されていても、すでに犯罪が成立していても、そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる。

だから「国民が等しく認めるところ」である「中国との尖閣問題」をあえて否定して『因果関係の証明が必要』と回答し、日中事案告発を含めた全ての告発状を返戻した。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、すぐに起訴出来る日韓(朝)案件告発で、且つそれを余命さん側に示しながらあえて返戻なされたのかな、と思いました。

すぐに起訴出来る告発も含め何故全て返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる、とお考えになったのかな？そしてどうして起訴出来る告発含め全ての告発状を返戻なされたのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきくと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなくご家族や大切な方々の身まで

も、愛する方々全ての命までをも危険に晒す程に。だからいったん全ての告発状を返戻なさったのかな。発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人国」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。その証拠が用意出来たら、構成要件事実&証拠全ての『疎明』が裁判官に出来る。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返戻方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は、横浜地検から返戻時に不受理返戻理由書は無かった。

けれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々不備だったとは云え、東京地検は理由書を付けて返戻。意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。

自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

それから法務省サイトにある検察官の職務と、色々検索していた時に見つけた「検察官の倫理・行為規範、およびその監査体制についての提言の資料(2011年2月10日)」を読んで思いました。

公益の代表者として数多くの権限を持つその職責。ご苦労ご心労。想像すら出来ません。そんな検察官の皆さんです、検察官としてのみならず同じいち人間いち日本人として、国民の声、意思表示を無視することに相当な辛い苦しい思いをなさっている方々も必ずいらっしやるはずだ、って。

でも。ご家族や大切な方々の身を晒してまで、もしかしたら命を晒してまでも危険な事をあからさまにするだろうか？

正直余りにも大き過ぎて検察官の皆さんご自身にしか判りません。自分ごときが判る訳無い。

以前テレビ関係の方の投稿がありました。その時にも考えましたし未だに自分には判りません。

そしてそう思った時にまた思いました。でも今回委任状をお送りなされた皆さんに告発人に名乗りを挙げた皆さん、寄付なされた皆さん、余命本を購入なされた皆さんに様々なサイトでレビューを書かれた皆さん、サポートブログの皆さんに普段から余命ブログやサポートブログに投稿なさる皆さん読んでいる皆さん、街頭デモに参加なさる皆さん、SNSに周囲の方々に図書館に本屋さん巡りにあちこち色々な所色々な方法で拡散のため日々行動なさっている皆さん。もう書ききれない。

日々の情報をマスコミに頼り未だ何も知らない日本人に気付いて貰おうと頑張るたくさんたくさんの方皆さん。

そして皆さん何かを削って行動なさっている、危険を晒して行動なさっている、行動なさらなくてもお心を痛めている、もう色々たくさんあり過ぎて。

もう果てしない両側の皆さんの思い。

そのことどちらも考えた時にどちらも辛い、苦しい立場だ。考えただけで心臓が押し潰されそうになる。そ

うだ、じゃあせめて相手の心にも寄り添って考えることを少しでも忘れないようにしよう。だってどちらの日本人も戦っているんだ。日本人はみんな戦っているんだ。そう思いました。

先述の資料内容で「監査〈監察〉体制の確立」と云うものがありました。

検察権の行使が法や倫理・行為規範の元、適正に行われているかを同時に検証・是正する為の機関の提案がなされていました。

そのまま転載して良いのか判らなかったので自分で書きました、すみません。↓

「組織案の例として。

- 1.各地方検察庁に独立&常置の監査機関設置。
- 2.この機関で個別事件が適正手続きで処理されているか同時進行で検証、且つ問題是正が出来る強力な権限を付与。
- 3.弁護人や被疑者等からの申し入れや、公益通報や内部通報の受入&検証が出来る機能を付与。
- 4.起訴事件の事後検証が出来る機能(たとえば公訴取消の勧告等)を付与。
- 5.検察官の人事評価に関する諮問機能を付与。
- 6.機関構成員は検察官以外が望ましい&裁判官や弁護士や研究者等を外部からも(守秘義務等を課した上で)任期制で選任して構成員に加えるべき。」

これはひょうげさんが仰っていたことの為の監査機関を設ける、と云う感じでしょうか。

尤もこの場合も不正や利権の温床防止対策、機関構成員の保護対策は必要ですね。

そして同じくひょうげさんご提案の、検察官さんや裁判官さん始め、この告発に真摯に取り組んで下さる司法や行政側の方々に関係の方々、そしてそのご家族や大切な方々の身の安全、保護も含めた手立ては絶対に必要。と思いました。

それから検察官さんが返戻理由で「国民が等しく認めるところ」である「中国との尖閣問題」をあえて否定してきた理由ですが、すでに成立している『因果関係の証明』を否定するためと更にもう一つ、つまり理由書作成に関わられた検察官の皆さん方も更なる日本国民の後押し、民意が高まることを願った上での否定だったのでは?と思いました。

だからこれらを官邸メールで訴える、が国民の後押しによる最大最善の手立てかなと思いました。

話は元に戻りますが『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなく先ずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう?と思い、もしかして検察官さんの真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな?と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓



・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな?と思いました。

先ず最初の文に

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とあります。

そして特に気になったのは。↓

・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明していない場合にあっては、関係者の割り出し等、事案

の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告人等関係者の都合？に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終った時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)

「才 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして次に掲げる事項↓

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。

↑以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をす

る者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

そして一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について

苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたとき

は、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回 国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいました。殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違

って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常の刑事事件の告訴告発は、犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として出してくれたんだな、と思いました。


日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

 **四季の移ろい**  
6 が承認  
earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
49.98.139.29


余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち  
こんにちは。

平成19年の外患誘致罪受理ですが、慰安婦問題の件で  
しょうか。  
この年の安倍さん政権による慰安婦閣議決定の件でも  
しかして?と思いました。  
5件5名は河野洋平氏、村山富市氏、若宮啓文氏、植村  
隆氏、福島瑞穂氏、朝日新聞(の社主?)の内の5名と  
かですか?  
平成19年の第一次安倍政権時の外患誘致罪受理は不起  
訴、「罪とならず」でしたね。  
「罪とならず」の意味は、検察の捜査の結果、容疑事  
実が犯罪を構成しないとき、とありました。  
容疑事実はあっても犯罪が成立しなかった。犯罪結果  
である武力行使が認められ無かったのか、因果関係の  
証明が出来なかったのか。でもこの人達の証拠は确实  
にあるからやっぱり武力行使が認められ無かったのか  
な。しかも安倍さん政権時だからこそその外患誘致罪で  
すし、ヘンな横槍は入らない筈。いや...でも入ります  
ね、返戻理由の『表現の自由』と一緒だ。  
この年の日米極秘会談の米国韓国切り捨てで韓国竹島  
占領への配慮?が無くなり中立の立場、日本も米国に  
配慮しなくても良く成りいつでも竹島奪還しようと思  
えば出来ない事は無いから?とか?でも米韓相互防衛  
条約があるうちは不味いのでは?なんだかよく判りま  
せん。  
それから平成22年の2件2名、外患予備及び陰謀罪の  
不起訴は先日投稿致しました内容で大体合っているか  
な—と思います。  
2名は菅直人氏、仙谷由人氏ですね。  
ただこの外患罪受理履歴を今回の返戻理由書に組み込  
むには自分のアタマでは厳しいので無理です。申し訳  
ございません。最後に投稿致しました答えて大丈夫で  
しょうか?結局とんちき長文答えですみませんでした。  
本当ごめんなさい。  
宜しくお願い致します。  
(四季の移ろい)

**1332 東京地検  
の回答**  
投稿を表示

2017年1月29  
日 6:12 AM

0 **58**

 **四季の移ろい**  
6 が承認  
earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
1.75.240.253

(余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち  
こんにちは。再投稿です。結局投稿してます申し  
訳ございません。最早自分も判ってんだか判って無い  
んだかもう訳判りません。こねくり回した言い回しし  
か出来ないのは頭が悪いからです。元々単品をつなげ  
て流れを良くするとか時系列で考えるとかが出来ませ  
ん。結局根本が判っていないのだろうか?『かなり具  
体的』がなんか怪しい。申し訳ございません。)  
余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ござい  
ません。

**1332 東京地検  
の回答**  
投稿を表示

2017年1月28  
日 4:49 PM

0 **58**

余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。  
疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に捜査を依頼し犯罪を成立させて処罰を求めるのなら、『単なる事実の申告のみでは足りず』→申告した犯罪事実だけでなく、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為、さらなる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。  
一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。

本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』で事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達している。

だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。

だから後段の理由の証拠を用意して欲しい。

そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える

『疎明』レベルに達して起訴出来る。

起訴を否定していない。

続いて後段です。

検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解は否定していないと思いました。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に明記されている、「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所です。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)から考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状の「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所、外患罪そのものと表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきた。

つまり発言等のみの犯罪事実に外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告発人側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪すらも適用を逃れる恐れがある。と読みました。

後段の後半。

告発状の「第三 告発の事実と経緯」に、

「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」

とあります。

更にメディア関係の告発状の「第三 告発の事実と経緯」には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。これにより、日本在住の韓国人、北朝鮮人は敵国人であり」

ともあります。『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ、「日韓は外患罪適用下にあることを宣言した」と明記しています。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、発言等のみの犯罪行為の事実と、外患罪適用下に至った『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』はすでに『証明』されています。

にも関わらず検察は、犯罪事実と『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実との『因果関係の証明が必要』とわざわざ書いてきました。

と成ると、あとは「現状、韓国との竹島問題、北朝鮮との拉致問題や核ミサイル実験問題、そして中国との尖閣問題等は法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を『かなり具体的』な国会見解による武力行使の事実として認めていないのかな？だから中国事案を指して『因果関係の証明が必要』と書いて来たのかな？と思いました。

あくまで余命さん側がブログ上で公開なされた告発状を元にした考えですけども。



検察は告発状を返戻したい。それにはすでに成立している『因果関係』を否定すれば良い。

でも犯罪事実は事実だから否定出来ない。

そして政府の見解と日韓における外患罪適用下宣言も否定出来ない。

だからあとは「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」の内の「中国との尖閣問題」を否定なさったのかな、と思いました。

以上を元に後段の解釈は。

すでに『因果関係』が『証明』されていても、すでに犯罪が成立していても、そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる。

だから日本国民の現状認識である「中国との尖閣問題」をあえて否定して『因果関係の証明が必要』と回答し、日中事案を含めた全ての告発状を返戻した。

つまり『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、起訴出来る日韓(朝)案件告発で且つそれを余さん側に示しながらもあえて返戻なさったのかな、と思いました。

起訴出来る告発も含め何故全て返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なさった検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる、とお考えになったのかな？そしてどうして起訴出来る告発も含め全ての告発状を返戻なさったのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきつと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと、ご自身だけでなくご家族や大切な方々の身までも、愛する全ての方々の命までも危険に晒す程に。だからいったん全ての告発状を返戻なさったのかな。発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで、と。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は

「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。

その証拠が用意出来たら「法の定める有事にあたる事態であるのは国民が等しく認めるところである。」も認め、構成要件事実&証拠全ての『疎明』を裁判官にする。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返送方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々失礼とは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示を

して来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで。自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう？と思い、もしかして検察官さんの真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな？と思いました。『捜査機関に対し』はもちろん警察も含まれますもんね。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」の「告訴・告発事件取扱要綱の制定」を読んでも警察の方が良いのかな？と思いました。

先ず最初の文に

「告訴又は告発は、犯罪の被害を受け、又は犯罪を認知した者が、最後に、犯罪を捜査する警察を信頼し、その適正な処理に大きな期待をかけてなされるものである。」

とあります。

そして特に気になったのは。↓

- ・『第6 告訴等の受理』の、

「1 受理

告訴等があった場合は、当該告訴等に係る事件が管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

- ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』で、

「(3) 告訴等を前提とした相談のうち、捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな？とか。

- ・『第8 告訴事件等の処理』の「1 処理手続

告訴・告発事件の処理手続は、次によるものとする。」

の内、

「(イ) 告訴等を受理し、又は移送を受けた場合は、当

該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、

「ウ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明している場合において、所在不明等のため、取調べを行うことができず、事件の真相を明らかにすることができないときは、関係者の発見に努める等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する1年前までに、検察官と協議の上で、収集した証拠物とともに検察官へ送付すること。」

「エ 告訴・告発事件の被告訴人等の関係者が判明していない場合にあつては、関係者の割り出し等、事案の解明に必要な捜査を遂げ、公訴時効が完成する6か月前までに収集した証拠物とともに検察官に送付すること。」

の、被告訴人等関係者の都合？に関わらず捜査完遂義務及び検察官への関係書類や証拠送付義務(公訴時効に関しては「犯罪行為が終つた時から進行する」こと、未だ進行中の犯罪行為もあること、そして手段によらず「人を死亡させた罪」で「死刑に当たるもの」は公訴時効廃止でしたね。外患誘致罪は有罪→死刑。)、

「オ 告訴・告発事件を検察官に送付した場合は、告訴人等に、送付月日及び送付先を通知すること。」  
検察官へ書類証拠送付の際に、司法警察員から詳しい連絡を貰える、とか。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「2 移送」で、  
「(1) 受理した告訴・告発事件が次に掲げる事項に該当する場合は、警察本部長(本部主管課経由)に報告し、その指揮を受けて犯罪捜査規範別記様式第5号の被疑者引渡書(事件引継書)により、他の都道府県警察又は県内の他の警察署(以下「他の都道府県警察等」という。)に移送するものとする。」

そして次に掲げる事項↓

「ア 当該事件の犯罪発生地、被告訴人若しくは被告発人の住所若しくは居所又は会社の所在地等が他の都道府県警察等の管轄区域内にあり、当該他の都道府県警察等において処理することが適当と認められる場合」

「イ 不動産侵奪罪又は境界棄損罪に係る告訴等が、当該告訴等に係る不動産の所在地を管轄する警察署以外になされた場合」

「ウ 当該事件について他の都道府県警察等が既に捜査に着手しており、移送することが適当と認められる場合」

「エ アからウまでに掲げるもののほか、他の都道府県警察等に移送することが適当と認められる場合」  
とか。余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたもんね。

・同じく『第8 告訴事件等の処理』の「5 処理上の留意事項」の内、

「ウ 捜査に当たっては、単に告訴人等の一方的な申立て又は提出資料のみによる見込み捜査を行わないこと。」

(警察目線による)新たな証拠に期待。とか。  
↑以上を含め最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の「第2 準拠」にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

と、こちらでも受理義務がありました。

それから一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、については「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- 二 申出者の所在が不明であるとき。
- 三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び電話番号
- 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号
- 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要
- 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓

「○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょ

うか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいましたが、殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は犯罪が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

犯罪が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰せないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。


日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)

 **四季の移ろい**  
6 が承認  
earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
1.75.240.253

余命さん、スタッフのみなさん、<sup>スパムチェック待ち</sup>  
早速すみませんやらかしてます泣。  
平成22年の外患罪受理、もし中国だった場合は以下↓  
内容な感じかな？と思いましたのです泣。

・平成22年。外患予備及び陰謀罪で2件受理、嫌疑なしで不起訴。  
→9月7日に尖閣諸島中国漁船衝突事件。中国漁船が領海で違法操業、退去を命じた海上保安庁巡視船へ衝突。  
中国政府は尖閣諸島は中国固有の領土と主張した上、公務執行妨害で逮捕された中国船船長の釈放を要求。民主党政権下で起きたこの事件、表向きは検察当局の(政治的)判断との事で船長を釈放してましたね。

↓  
・平成22年民主党政権時。  
外患予備及び陰謀罪で不起訴、「嫌疑なし」。  
因みに「嫌疑なし」の単語を調べた所→検察の捜査の結果、容疑者に対する犯罪の疑いが晴れたとき、だそうです。  
容疑が晴れた、つまり無罪だったので因果関係の証明が出来なかった。

外交問題、国益が絡む尖閣諸島での事件を内閣で処理せず、またはやみ指揮権発動にて国益を損ねる指示を出し船長釈放、と云う行為が結果、尖閣諸島における中国の益々エスカレートした行動に屈してしまった、につながるとかかな？と。

で、何故予備及び陰謀罪だったのかは、先ず外患罪における武力行使の国会見解(平成25年)がまだ無かった時ですし、因果関係の証明をするには外患誘致に外患援助、未遂罪で起訴出来る程の証拠が無かったから、とかでしょうか？

さらに容疑者が無罪に成ったのは、(証拠不十分プラス?) そうしないと因果関係の証明をされてしまう可能性がたとえわずかでもあったので強制的政治介入があった、とか。

受理後の捜査段階で、船長釈放の時と同じ様に政治的介入及び判断により無罪で不起訴、と成ったのかな。(もしそうであればこの時もきちんと捜査なされた検察官さんは相当お辛かったと思います。そのご苦労は本当に計り知れません。)

まさに「1484 2017/1/17アラカルト」にて、憲法第73条の2を元にご指摘なされたひよわな、長州人。さんのご考察通りでは、と思いました。  
以上はあくまでも仮定ですが。

...と以上考えてみましたがちょっと無理があるかな？  
申し訳ございませんでした泣。  
いつもありがとうございます泣。  
(四季の移ろい)

**1332 東京地検の回答**  
投稿を表示

2017年1月26  
日 11:53 AM

0 <sup>58</sup>

 **四季の移ろい**  
6 が承認

(余命さん、スタッフのみなさん <sup>スパムチェック待ち</sup>

**1332 東京地検の回答**

2017年1月26  
日 10:29 AM



earth.a.d-  
wolfsblood-  
greenhill@docomo.n  
e.jp  
1.75.240.253

ん、こんにちは。再投稿です。未だに理由書後段でなんか変？で唸ってました。結局数箇所直しただけの代物です。本当に申し訳ございません。あと以前の外患罪受理は平成19年はor両年共韓国事案なのかな...それにたぬきさんご投稿の昭和27年国会答弁...もっと読み込んでみます...がもう時間、My能力的に限界かな？もうなんか何より余命さんの余りの優しさに自分が潰れそう。余命さんがずっと睡眠削っておられる理由、判っていたつもりだったけども判っていなかったです。心に沁み過ぎる程に沁みました。余命さんは...余命さんブログの向こうにおられる皆さんお一人お一人、自分も含めた日本人一人一人に、余りにもそのお心を砕いておられる。しかも余命さんにそのご自覚が全くなさそうで。自分にはそれが辛くて。もうご迷惑をお掛けしたく無いので投稿はこれで打ち切りにします(多分...自信無いけど泣)。本当にありがとうございました。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。  
今回は約600字を凄まじく超えました。申し訳ございません。  
余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考致しました。

「証明とは→合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと裁判官に確信を抱かせること。またこの状態に達するべく証拠を提出する当事者の行為。  
疎明とは→証明より低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。」(コトバンクより)

返戻理由書の内容解釈です。

まず前段ですが。

『捜査機関に対し犯罪事実を申告して捜査及び犯人の処罰を求める場合』→申告事実を元に犯罪を成立させて処罰を与えたいのなら、『刑罰法令が定める構成要件に該当する事実を具体的に特定し、かつ、その事実を具体的な証拠によって』裁判官に『疎明していただく必要がある』。

つまり犯罪成立の為に検察官が裁判官に『疎明』をする為にさらなる証拠が必要、と告発人に求めて来た。

『疎明』を使った理由は。

一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態に達するよう、証拠を提出したいから。

本来なら今回余命さん側が出した『単なる事実の申告のみ』だけで事実関係に争いようが無く、確からしいの推測に達してはいる。

だけど今回検察は後段の理由により『単なる事実の申告のみでは足りず』と判断した。

だから後段の理由の証拠を出して欲しい。

そうすれば構成要件事実&証拠全てが検察が考える

『疎明』レベルに達して起訴出来る。

起訴を否定していない。

続いて後段です。

検察官さんも外患誘致罪の適用と運用に於ける国会の見解自体は否定していないと思いました。

投稿を表示

0 58

告発状記載の「重大な打撃を我が国に与えた後でなければ罪を問うことができないというものではない」を理由書の『(もしくは武力行使しようとした)』の箇所で認めています。

で、後段の解釈ですが。

『また外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』→外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)を考えると、『予備や未遂についても発言等のみを捉えて適用するような犯罪ではなく』→予備や未遂罪でも発言等のみの犯罪に適用は難しい。

『更には犯罪事実から導かれた』→だから発言等のみの犯罪事実から発生した『かなり具体的な外国からの武力行使(戦闘行為)の事実(もしくは武力行使しようとした事実)との』→かなり具体的な外国からの戦闘行為の事実、もしくは戦闘行為をしようとした事実との『因果関係の証明が』裁判官に『必要となります』。

後段の前半。

告発状の「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」の箇所で、外患誘致罪と表現の自由との兼ね合い(バランス)がどのようなものか、すでに明記しています。

でも検察はわざわざ『外患誘致罪とは憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いにより』と書いてきた。

つまり事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪事実にも、外患罪を適用しようにも、外患罪と「この法の施行に際しては、自由、人権その他が制限されることがある」との兼ね合い(バランス)を崩してまでも、被告側が『表現の自由』を訴えて行動を起こしてくる、だから外患誘致どころか外患援助に未遂罪、予備及び陰謀罪も適用を逃れる恐れがある。と読みました。

後段の後半。

メディア関係の告発状には、

「政府はついに2013年12月17日国家戦略保障会議において、竹島に関する領有権問題は「紛争」と明記する。

これはすでに、日韓は外患罪適用下にあることを宣言したものだ。」

とあります。

かなり具体的な国会見解による武力行使の事実が実際あったからこそ「外患罪適用下にある」と明記しています。

そして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」ために「自由、人権その他が制限されることがある」外患罪だからこそ、事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪行為の事実と外患罪適用下に至った国会見解による武力行使の事実と云う結果がある時点で、二つを結び付ける『因果関係』は『証明』されています。

なのに検察はわざわざ『因果関係の証明が必要』と書いてきました。

つまり後段の解釈は。

すでに『因果関係』が『証明』されていても、すでに犯罪が成立していても、何より「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても、『表現の自由』を被告発人側が訴え、行動を起こしてくる。

だから現状「外患罪適用下にある」ことをあえて否定し、事実関係に争いの無い発言等のみの犯罪事実の告発全てに対し『因果関係の証明が必要』と回答し、それを含めた全ての告発状を返戻した。

「外患罪適用下にある」を否定すれば、告発全てを返戻出来ますもんね。

『表現の自由』を退けるレベルの証拠が用意出来るまで一件も起訴しません、って。

だから「返戻書類の中に受付番号、受理番号が記載されているものがある。確認されたい。これは読後、直ちに削除願う」は、起訴出来る告発で且つそれを余命さん側に示しながらもあえて返戻なされたのかな、と思いました。

起訴出来る告発も何故返戻するのか、検察側の意図を読んで下さい、って。

理由書を作成なされた検察官さんはどうして「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」を超えても『表現の自由』を被告発人側が持ち出し訴え、行動を起こしてくる、とお考えになったのかな？

もしかしたら検察官さんご自身がその事を身を以ってご存じなのかもしれません。被告発人側の事をきくと良くご存知なだけに。

『表現の自由』のせいで一部の裁判がずるずる長引くと...ご自身だけでなく、ご家族や大切な方々の身までも...愛する全ての方々の命までも危険に晒す程に。だからいったん全ての告発状を返戻なされたのかな、と。

発言等のみの犯罪を含む全ての告発がすぐ結果に結び付くレベルの証拠が揃うまで。

在日本朝鮮人人権協会(国籍を問わず朝鮮半島出身者の総称としての「在日朝鮮人」の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、社労士、行政書士他の有資格者と人権分野の研究者、活動家達による在日同胞のための組織)のサイトを読みました。

2016年11月14日付投稿内容「『人権と生活』43号巻頭言」より以下一部抜粋です。

「日本の植民地支配により、多数の朝鮮人が生活の手段を奪われ、渡日を余儀なくされ、そして侵略戦争遂行のため膨大な数の朝鮮人が労働者として日本に連行され、炭鉱、鉱山、港湾などで酷使された。敗戦後は「第三人」として無権利状態で放置され、帰国もままならず生活困窮にあえぐ中、社会保障の諸制度に「国籍条項」が設けられ、その適用から除外された。」

「日本政府は特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人に対して、戦後補償どころか、一貫して抑圧と追放の政策をとり、生存権を脅かしさえしてきたのである。」

「在日同胞は、長きにわたるこのような制度からの排除に加え、根強い民族蔑視により生存権を脅かされてきたが、それは戦後70年以上が経過した今もなお継続している。」

「昨今のヘイトスピーチ、ヘイトデモや、それらを背景にした職場や学校でのいじめ、差別落書きなど、民族差別が横行している。外形が変わっても、これらが在日朝鮮人としての存在を否定し、かつ生存権を脅かすものであることに変わりはない。」

「1世、2世の先代たちはこれまでこのような日本政府による「同化」と「抑圧」という在日朝鮮人政策に抗い、日本の心ある人たちと連帯し同胞の生活と権利を守るための活動を果敢に展開してきた。その過程で獲得してきた権利はたくさんある。「日本政府が自ら進んで保障した権利は何もない」。これは高齢の1世の言葉である。私たちは先代の意思を引き継ぎ、在日同胞の生活を守り、よりいっそうの権利の拡充をめざし大胆に活動をしていきたい。」

(以上抜粋終わり)

そして後段に『証明』を使った理由は。

裁判官に合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信を抱かせる状態に達するべく、表現の自由が入る余地の無い因果関係の証拠を提出したいから。それが用意出来たら外患罪適用下を認め、構成要件事実&証拠全ての『疎明』を裁判官にする。起訴を否定していない。

因みに他の方の告訴・告発状返戻理由書やそれを転載した内容をネットで12件読みました。

ですが今回の内容と酷似はしていても『疎明』『証明』の法律用語を使ったものは見た限り、一つもありませんでした。

理由書の解釈は以上になります。

今回の返送ですが、一見失礼な返送方法や通常返戻理由書文章を装ったのは、メッセージを入れながらも作成者が(余命さん側以外に)特定されない為の身の安全用カモフラージュも含めた、意図的なものだった。そしてその真意の一つは『表現の自由』をクリア出来れば一括起訴出来ることを否定していない、と捉えました。

検察官さんが国民の意思表示を添えた告発状の重みを受け止めてくれた結果の返送、が前提の考え方です。日本再生大和会会長さん単独の告発状は横浜地検から返送時に不受理返戻理由書はなかったけれども、国民の意思表示である委任状を付けた告発状は色々失礼とは云え、東京地検は理由書を付けて返戻、意思表示をして来ました。しかも『疎明』『証明』の法律用語を組み込んで、自分はここに検察官さんの誠意を見ました。そして「1462 返戻書類の比較」でのKaliburaさんのご考察を読み、本物との思いに至りました。

そして『表現の自由』を退ける証拠を用意するには、検察ではなくまずは警察へ告発状を提出して捜査して貰うのはどうなんだろう? と思い、もしかして検察官

さんの真の意図は、先ず司法警察員に告発状を提出して下さい、だったのかな?と思いました。

告訴告発に関する他ブログを幾つか読み、あくまで通常の刑事事件での話ですが気に成ることが以下二つありました。↓

- ・ある統計によると、一端受理されれば、検察官への直告よりも司法警察員への告訴告発の方が起訴に成る可能性はるかに高い。

理由は、検察官が司法警察員から送致・送検される事件に比べ、直告捜査にかなり消極的で通り一遍の捜査で処分を決めてしまうこと。

検察官に対する直告の起訴率が高くなると警察を飛び越えて検察官へ直告する事件が増える、そう成ると検察の独自捜査に支障が生じること。

検察官の機動捜査能力が低いこと等がある。

- ・警察が告訴状告発状を受理しない場合は、都道府県警察本部又は警視庁の監察室か都道府県公安委員会に事情を説明して告訴告発の受理を促す方法もある(こちらは後述しました)。

それから「1146 告訴告発事件取り扱い要綱の復習と確認」を読んでも警察の方が良いのかな?と。

気に成ったのは。↓

- ・『第6 告訴等の受理』の「1.受理」で、「管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、受理判断し、受理するものとする。」

つまり受理義務がある。

- ・『第7 告訴等を前提とした相談があった場合の措置』の「(3)」で、「捜査の端緒その他捜査情報となり得るものは、必要に応じて他の課に通報するなど適切な措置を執ること。」

他の課には公安警察とかも含まれるのかな?とか。

- ・『第8 告訴事件等の処理』の「1.処理手続」の(イ)で、「受理し、又は移送を受けた場合は、当該事件を早期に検討し、問題点を的確に把握するとともに、迅速かつ適正に処理し、速やかに関係書類及び証拠物を検察官に送付すること。」

を始め、(ウ)(工)の司法警察員から検察官に書類や証拠送付の内容、(オ)の検察官へ送付の場合は告訴告発人に通知、とか。

- ・「2.移送」で、「次に掲げる事項に該当すれば他の都道府県警察又は県内の他の警察署に移送。」とか。(余命さん側が東京地検に送付したのもそう云う理由がありましたね。)

↑とにかく最後まで読んで警察に届け出るのも良さげ?と思いました。

それから一応ですが、上記要綱の第2・準拠にもありました国家公安委員会規則の「犯罪捜査規範」から。

↓

「犯罪捜査規範

第二章 捜査の端緒

第二節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第六十三条

司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をす

る者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」

との受理義務がありました。

とにかく一端受理したら、司法警察員は速やかに事件の書類と証拠品を検察官に必ず送付すること、と「刑事訴訟法」にもあります。↓

「刑事訴訟法

第二百四十二条

司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」

同じく「刑事訴訟法」で検察官には起訴・不起訴の通知義務と、請求があつた場合の不起訴理由の告知義務があります。↓

「刑事訴訟法

第二百六十条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」

「刑事訴訟法

第二百六十一条

検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。」

↑起訴・不起訴の連絡も検察官から直接来ますし、不起訴になったら問い合わせ出来ますし。

あともし義務があるにも関わらず、警察が受理してくれなかったら「警察法」により、都道府県公安委員会に告発受理の催促を促せます。↓

「警察法

第七章

雑則より

(苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。」

さらに。上記苦情の申出は国家公安委員会規則の「苦情の申出の手続に関する規則」に管理されていました。↓

「苦情の申出の手続に関する規則

(趣旨)

第一条

この規則は、警察法(以下「法」という。)第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情申出書の提出)

第二条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

一 申出者の氏名、住所及び電話番号

二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号

三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要

四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容」。

(以上全てe-Gov法令データより)

たぬきさんご投稿の「第183回国会法務委員会 第18号」の引用元を読みました。気に成った箇所だけを以下抜粋します。↓

○西田委員

ありがとうございます。

いわゆる私人による告発のみという状況だというふうに理解いたします。つまり、いわゆる司法警察が捜査をして送致をした案件はこれまでないということでございます。(中略)

つまり、武力行使の事実はあるけれども、外国と通謀したという形跡はないので捜査はしなかったということになるのでしょうか。その辺、いかがお考えでしょうか。

○稲田政府参考人

ただいまのお尋ねが、警察から検察庁に対して送致がなかったかということについてのことでありますれば、事実としてはなかったのは、先ほど申し上げましたように過去五年間ないんですけれども、ただ、どう理由で警察が捜査をせず送致されなかったのかということにつきましては、私どもの方で承知するところではございませんので、お答えすることはできないということをお理解いただきたいと思います。

○西田委員

早くも質問時間が終了してしまいました。殺人が起こってから捜査をするいわゆる一般の殺人事件と違

って、外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならないものでございます。根本的に違うわけでございますので、日ごろから捜査をしているのかしていないのか、これが非常に大事になってくると思います。」(以上抜粋終わり)

以上を読んで司法警察の捜査の効果、そして公安の日頃の情報収集が正に「外患誘致罪というのは常日ごろから捜査員を張りつけておかなければならない」に当たるのかな?と思いました。

それから通常、刑事事件の告訴告発は事件が起きた管轄の警察署なり都道府県警なり警視庁なりが本当は成るべく良いそうです。

ですがこの告発は「いかなる事態においても国家の存立と国民の安全と平和を守る」外患誘致罪。

事件が起きた管轄は日本国。

だから警察へ国民の意思表示である告発状を届けるのなら公安部を抱える警視庁、もしくは国家公安委員会管理の元の警察庁かな?と思いました。

そして今度は警察の意思表示を待ってみよう。

そう思いました。

そして何故余命さんが今回「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」を私達に出されたかの答えですが。

返戻理由書の意思表示による検察官さんの声を潰さないためにも余命さんは、余命さんご自身が明確で確実な答えをご存知でもあえて、私達が検察官さんの考え、お心に触れるきっかけを「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」として与えてくれたんだな、と思いました。

日本人みんなで考えましょう、って。

以上で余命さんの「返戻理由書の内容についてどこが間違っているかのテスト」再考の答えです。

長く成りました。全て間違いかもです。申し訳ございません。

いつもありがとうございます。

(四季の移ろい)